

意見書案第 号

衆議院議長
參議院議長
内閣總理大臣
財務大勵臣
厚生労働大臣

広島市議会議長名

原爆症認定制度に係る問題の早期解決を求める意見書案

昭和20年8月6日、人類史上最初の原子爆弾は、広島の街を一瞬にして破壊し、多くの人々の命を奪い、原子爆弾による放射線は、今もなお多くの人たちを苦しめ続けております。

こうした核兵器による惨禍を身をもって体験した私たち広島市民は、被爆の実相と平和の尊さ、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けるとともに、国の責任において、被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策のより一層の充実強化を要望してきました。

こうした中、原子爆弾の放射線の影響と思われるがんなどの重い疾病に苦しむ多くの被爆者が、原爆症の認定について、国を相手に、却下処分の取消しを求める訴訟が全国各地で提起され、大阪、広島、仙台の地方裁判所においては原告全員の、また名古屋、東京両地方裁判所においても多数の原告の訴えを認め、国に対して認定却下処分の取消しを命ずる判決が出されました。

しかしながら、国は控訴しております。

被爆から62年が経過する中で、提訴者は年々高齢化し、既に死亡された方もおられます。

がんなどの疾病で苦しんでおられる被爆者原告の命をかけた、切実な訴えに残された時間はありません。

よって、国会及び政府におかれでは、被爆者の原爆症の認定にあたっては、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、高齢化する被爆者の一日も早い救済を図るため、原爆症認定制度に係る問題の早期解決を行っていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。